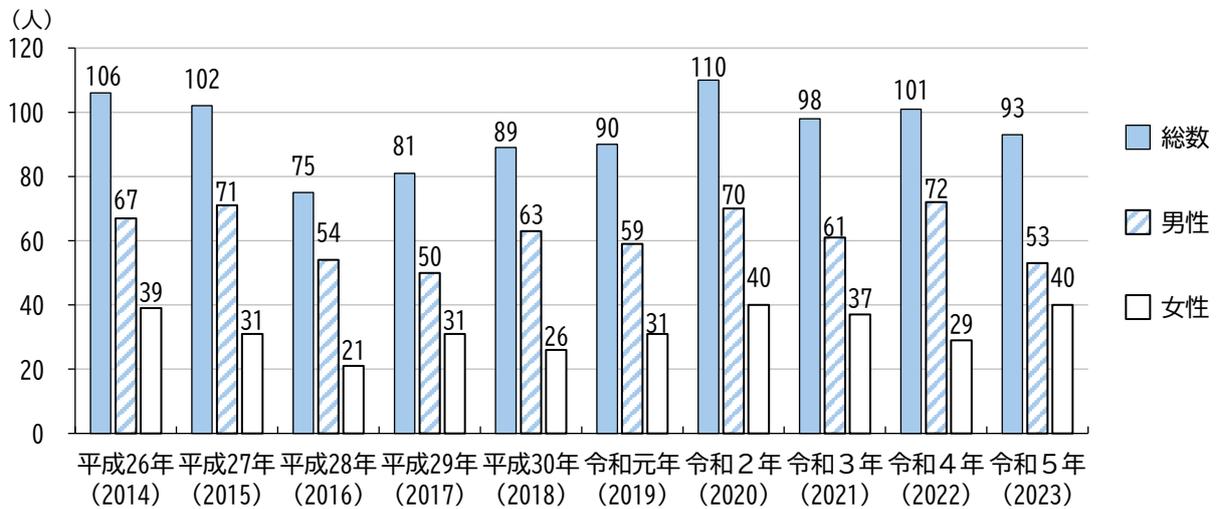


船橋市の自殺の現状

I. 自殺者数と自殺死亡率の推移

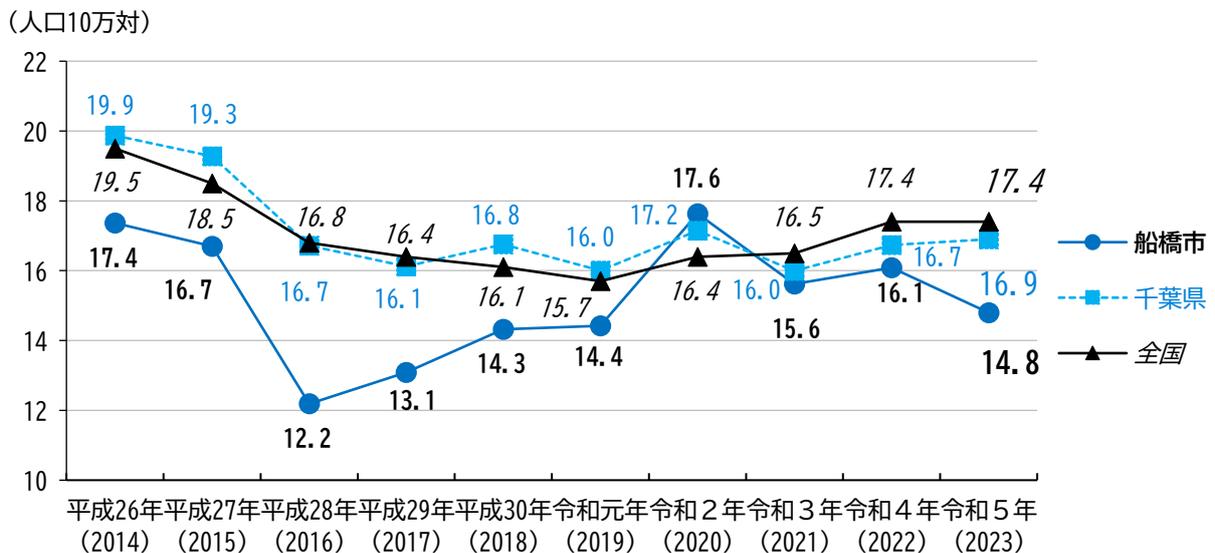
- 令和5年の自殺者数は93人(男性53人、女性40人)で、前年より8人減少した。男性では、令和4年から19人減少し、女性では11人増加となった。また、男性の自殺者は女性の約1.3倍となっている。(【図表 I-1】)
- 令和5年の自殺死亡率は船橋市14.8と、千葉県・全国より低かった。(【図表 I-2】)
- 総合目標の指標である5か年合計の自殺死亡率は令和元年～令和5年合計は15.3と、平成30年～令和4年合計より0.1ポイント増加した。また、千葉県・全国より低かった。(【図表 I-3】)

【図表 I-1】自殺者数の推移



(出典:厚生労働省「人口動態調査」)

【図表 I-2】自殺死亡率の推移(船橋市・千葉県・全国)



(出典:厚生労働省「人口動態調査」)

【図表 I -3】自殺死亡率(5 年合計)(船橋市・千葉県・全国)

(単位:人口10万対)

	令和元年～令和5年合計			平成30年～令和4年合計		
	総数	男	女	総数	男	女
船橋市	15.3	19.6	11.0	15.2	20.3	10.1
千葉県	16.0	21.3	10.8	16.0	21.6	10.5
全国	16.7	23.3	10.4	16.4	23.0	10.2

(出典:千葉県「千葉県における自殺の統計」)

＊警察庁「自殺統計」と厚生労働省「人口動態統計」の違いについて

自殺の統計として、警察庁「自殺統計(自殺統計原票の集計結果)」と厚生労働省「人口動態統計」の2つがあり、以下のとおり差異があります。

(1) 日本における外国人の取扱いの差異

「自殺統計」は、日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人のみの自殺者数としています。

(2) 調査時点の差異

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上しています。

(3) 計上地点の差異

「自殺統計」は、発見地に計上しているのに対し、「人口動態統計」は、住所地に計上しています。

(出典:厚生労働省「自殺統計と人口動態統計の違い」)

＊地域自殺実態プロファイル

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのちを支える自殺対策推進センター(JSCP)」が、毎年、自治体へ提供している「地域の自殺者の特徴」等、地域の自殺の実態を詳細に分析した資料。

＊厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

厚生労働省において、自殺の実態把握として地方公共団体職員等が利用することを目的に、警察庁から提供された自殺統計原票に基づくデータの加工統計。

II. 地域自殺実態プロフィール2025【千葉県船橋市】

○ 公表不可の場合、区分を合算して処理しています。

地域自殺実態プロフィール 2025

【千葉県船橋市】

(行政区コード：122041)

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	勤務・経営 高齢者 生活困窮者
---------	-----------------------

- ・「推奨される重点パッケージ」は下記「地域の自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。「ハイリスク地」や「自殺手段」と記載がある場合は、次頁の「地域の自殺の特性の評価」で当該指標が全国で上位10%以内(☆☆)であったことを示す。
- ・「推奨される重点パッケージ」は過去5年の合計に基づいており、経年的な推移(過去5年の増加傾向等)は考慮していない。
- ・地域における優先的な課題となりうる施策について検討する際は、まず目安として「推奨される重点パッケージ」を確認いただき、その上で次頁の「地域の自殺の特性の評価」(人口10万人あたりの自殺死亡率(以下、(人口10万対)と表記)等の数値の全国の市区町村中における相対的な高低をもとに評価している)等、地域自殺実態プロフィールの他の詳細データ等を勘案していただきたい。

■ 1 地域の自殺の特徴

- ・千葉県船橋市(住居地)の2020~2024年の自殺者数は合計479人(男性308人、女性171人)であった(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺統計)」(自殺日・住居地)より集計)。

表1-1 地域の主な自殺者の特徴(2020~2024年合計)〔公表可能〕 <個別集計(自殺日・住居地)>

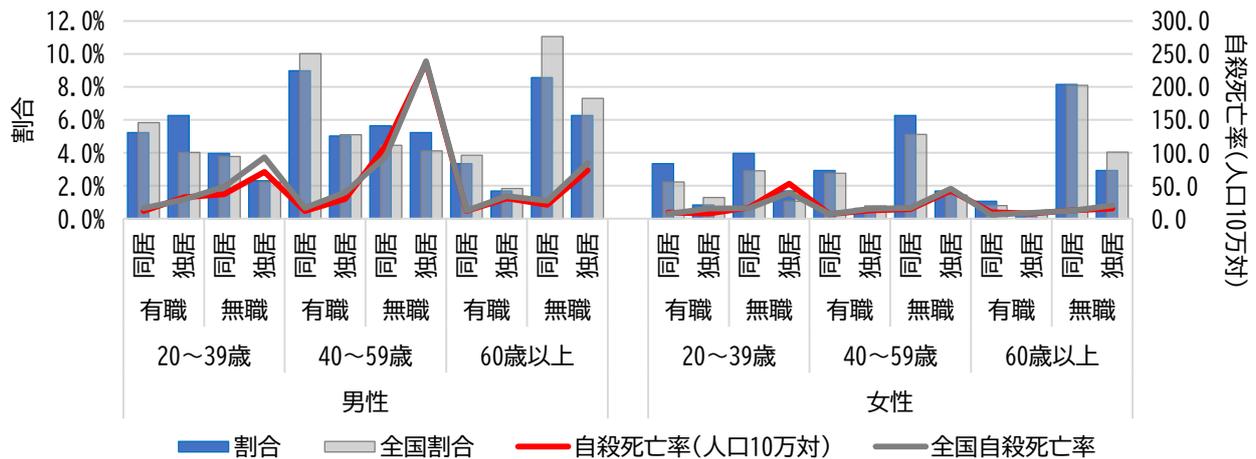
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40~59歳有職同居	43	9.0%	11.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	41	8.6%	20.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	39	8.1%	12.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上無職独居	30	6.3%	73.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性20~39歳有職独居	30	6.3%	32.2	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/ ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)にて個別集計・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの(詳細は付表の参考表1参照)。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

図1-2 地域の自殺の概要 (2020~2024 年合計) 【公表可能】 <個別集計 (自殺日・住居地)>



資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

■ 2 地域の自殺の特性の評価

表2-1 地域の自殺の特性の評価 (2020~2024 年合計)

	指標値	ランク
総数*1)	14.8	-
男性*1)	19.1	-
女性*1)	10.6	-
20歳未満*1)	2.9	-a
20歳代*1)	18.0	-
30歳代*1)	16.5	-
40歳代*1)	15.5	-
50歳代*1)	20.8	-
60歳代*1)	19.0	★a
70歳代*1)	13.5	-
80歳以上*1)	17.6	-
若年者(20~39歳)*1)	17.2	-
高齢者(70歳以上)*1)	15.2	-
ハイリスク地*3)	95%/-25	-
勤務・経営*2)	13.0	-
無職者・失業者*2)	31.9	-
自殺手段*4)	36.7%	-

*1) 地域における自殺の基礎資料 (自殺統計) に基づく自殺死亡率 (人口 10 万対)。

*2) 個別集計に基づく 20~59 歳における自殺死亡率 (人口 10 万対) (公表可能)。

*3) 地域における自殺の基礎資料 (自殺統計) に基づく発見地÷住居地 (%) とその差 (人)。

*4) 地域における自殺の基礎資料 (自殺統計) または個別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合 (%)。

自殺手段関連資料 (p.7) 参照。

・ランク欄に「a」と表示されている場合は、自殺者 1 人の増減でランクが変化することを示す。

・指標値欄に「*」と表示されている場合は、指標を算出していないことを示す。

ランクの標章 (詳細は付表の参考表 2 及び 3 (p.10) 参照)

ランク	
★★★/☆☆	上位 10%以内
★★/☆	上位 10~20%
★	上位 20~40%
-	その他
**	評価せず

※ 全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した。

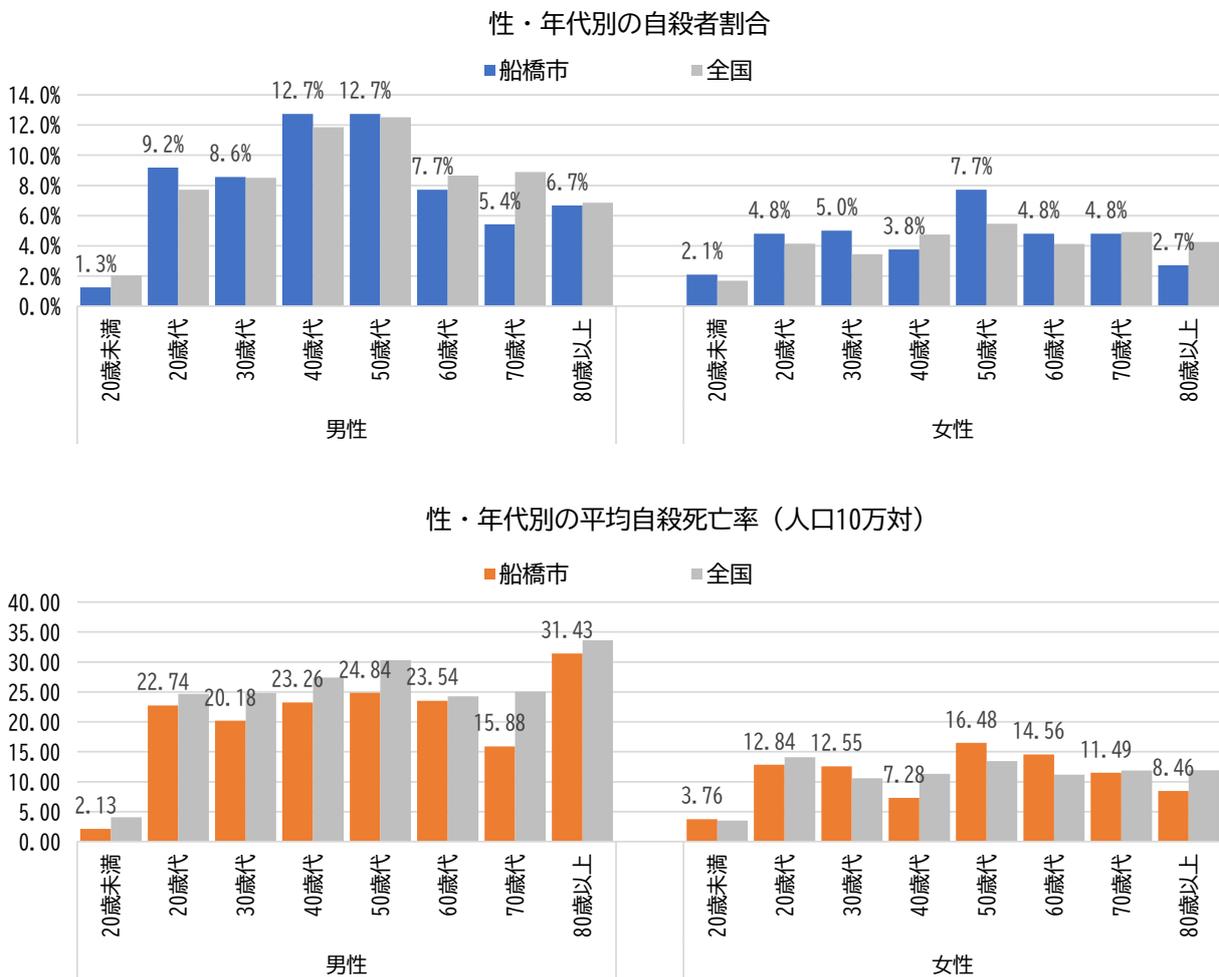
■ 3 全般的な状況

表3-1 自殺者数および自殺死亡率の推移（2020～2024年）

	2020	2021	2022	2023	2024	合計	平均
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺者数	105	99	95	92	88	479	95.8
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺死亡率	16.33	15.35	14.71	14.22	13.57	-	14.83
人口動態統計 自殺者数	110	98	101	93	86	488	97.6

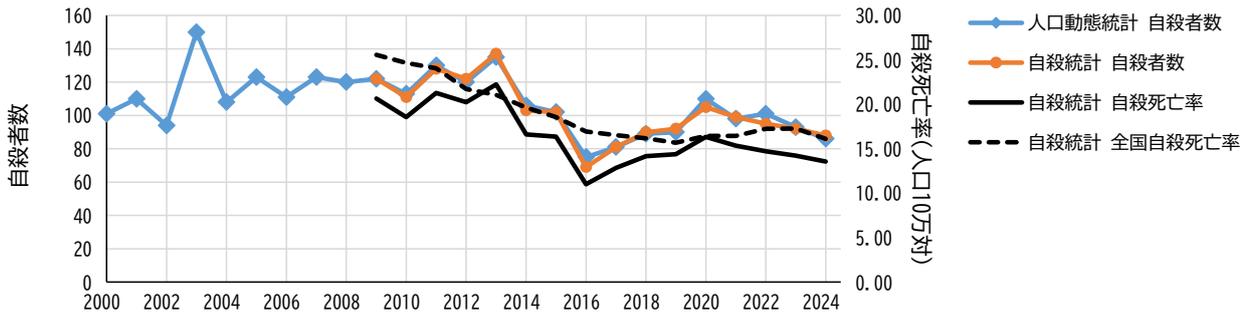
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表 都道府県編

図3-2 性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率（2020～2024年） <地域における自殺の基礎資料（自殺統計）（自殺日・住居地）>



・性・年代別の自殺者割合は、全自殺者に占める割合を示す。

図3-3 自殺者数及び自殺死亡率の長期的推移



■4 子ども・若者関連資料

表4-1 自殺者数の学生・生徒等別の内訳（2020～2024年合計）＜個別集計（自殺日・住居地）＞
 ※ 斜体は公表不可（注1・2）（公表する場合は区分を合算し5人以上にすること）

学生・生徒等 (全年齢)	自殺者数	割合	全国割合
中学生以下	13	54.1%	48.3%
高校生			
大学生	11	45.9%	51.7%
専修学校生等			
合計	24	100%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

（注1）各自殺者数の5年合計値が5人未満の場合は斜体としており、公表不可。

（注2）本表の「中学生以下」「高校生」「大学生」「専修学校生等」のいずれかが5人以上であっても、本表の合計値から、前年各年の各項目（「中学生以下」「高校生」「大学生」「専修学校生等」）の数値が逆算できる場合は斜体としており、公表不可。

■5 勤務・経営関連資料

表5-1 職業別の自殺の内訳（2020～2024年合計）〔公表可能〕＜個別集計（自殺日・住居地）＞

職業	自殺者数	割合	全国割合
有職	190	39.9%	40.0%
無職	286	60.1%	60.0%
合計	476	100%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

・性・年齢・同居の有無の不詳を除く。

・令和4年1月の自殺統計原票の改訂に伴い職業分類が新しくなったため、これまで「有職者の職業分類」を掲載していたところ、「有職」「無職」の分類へ変更した。

■ 6 高齢者関連資料

表6-1 60歳以上の自殺者数の内訳（2020～2024年合計）〔公表可能〕 <個別集計（自殺日・住居地）>

同居人の有無		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	20	17	13.0%	11.0%	12.7%	10.2%
	70歳代	15	11	9.7%	7.1%	14.6%	8.9%
	80歳以上	22	10	14.3%	6.5%	12.5%	5.7%
女性	60歳代	20	3	13.0%	1.9%	8.1%	2.9%
	70歳代	15	8	9.7%	5.2%	8.7%	4.3%
	80歳以上	9	4	5.8%	2.6%	6.9%	4.4%
合計		154		100%		100%	

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

■ 7 ハイリスク地関連資料 <地域における自殺の基礎資料（自殺日）>

表7-1 発見地住居地別の自殺者数の推移

	2020	2021	2022	2023	2024	合計	集計 (発見地/住居地)	
							比	95%
発見地	106	92	80	86	90	454	比	95%
住居地	105	99	95	92	88	479	差	-25

表7-2 発見地住居地別の自殺者数（年代別）

2020～2024年合計	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳	合計
発見地	21	62	59	69	97	49	52	44	1	454
住居地	16	67	65	79	98	60	49	45	0	479

■ 8 自殺手段関連資料

表8-1 手段別の自殺者数の推移 <地域における自殺の基礎資料（自殺統計）（自殺日・住居地）>

手段	2020	2021	2022	2023	2024	合計	割合	全国割合
首つり	66	67	64	56	50	303	63.3%	65.8%
服毒	3	4	1	4	1	13	2.7%	2.6%
練炭等	5	5	5	6	8	29	6.1%	7.8%
飛降り	10	8	14	13	15	60	12.5%	11.7%
飛込み	7	6	3	8	8	32	6.7%	2.7%
その他	14	9	8	5	6	42	8.8%	9.1%
不詳	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.1%
合計	105	99	95	92	88	479	100%	100%

・なお、市町村合併後や二次医療圏単位での集計では、集計元の（旧）市町村の手段別自殺者数に秘匿処理がなされている場合は、本表においての合計各年合計および5年合計以外は算出されない。

■ 9 自殺者における自殺未遂歴の有無

表 9-1 自殺未遂歴の有無別自殺者数の推移 <地域における自殺の基礎資料（自殺統計）（自殺日・住居地）>

未遂歴		2020	2021	2022	2023	2024	合計	割合	全国割合
総数	あり	22	20	14	18	19	93	19.4%	19.7%
	なし	68	72	77	66	64	347	72.4%	63.2%
	不詳	15	7	4	8	5	39	8.1%	17.1%
	合計	105	99	95	92	88	479	100%	100%
男女別									
男性	あり	7	6	8	9	7	37		
	なし	46	52	57	40	49	244		
	不詳	12	5	2	4	4	27		
女性	あり	15	14	6	9	12	56		
	なし	22	20	20	26	15	103		
	不詳	3	2	2	4	1	12		

- ・地域における自殺の基礎資料（自殺統計）で自殺未遂歴の有無が秘匿処理されている場合等は、表 9-2 自殺未遂歴の有無別自殺者数の注記を参考のこと。
- ・なお、市町村合併後や二次医療圏単位での集計では、集計元の（旧）市町村の未遂歴別自殺者数に秘匿処理がなされている場合は、年次の合計および 5 年合計以外を空欄にしている。

表 9-2 自殺未遂歴の有無別自殺者数（2020～2024 年合計） <個別集計（自殺日・住居地）>

未遂歴	自殺者数	割合	全国割合
あり	93	19.4%	19.7%
なし	347	72.4%	63.2%
不詳	39	8.1%	17.1%
合計	479	100%	100%

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計

（注 1）各自殺未遂歴の有無の 5 年合計値が 5 人未満は斜体としており、公表不可。

（注 2）ただし、本表の「あり」「なし」「不詳」のいずれかが 5 人以上であっても、個別集計の（合計）値から、前表各年の各項目（「あり」「なし」「不詳」）の数値が逆算できる場合は斜体としており、公表不可。

（注 3）本表の一部数値について、集計プログラムの特性上値が斜体で記載されることがある。

「地域における自殺の基礎資料（自殺統計）」から算出可能な場合の公表は差し支えないので、「地域における自殺の基礎資料（自殺統計）」及び表 9-1 を確認すること。

■資料編

参考表1 生活状況別にみた背景にある主な自殺の危機経路（例）

生活状況		背景にある主な自殺の危機経路（例）			
20～39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺		
		独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺		
	無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺		
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺		
	男性	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺	
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺	
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺	
60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺		
		独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺		
	無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺		
		独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺		
20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺		
		独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺		
	無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺		
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺		
	女性	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺	
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺	
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺	
60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺		
		独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺		
	無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺		
		独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺		

・背景にある主な自殺の危機経路はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考にしている。自殺者の生活状況別に見て代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意。

参考表2 指標のランクの基準（詳細）

・当該自治体の各指標についての全国市区町村におけるランク

	自殺死亡率 のランク		ハイリスク地指標のランク	自殺手段指標のランク (首つり以外の自殺手段の割合)
★★★★	上位 10%以内	☆☆	上位 10%かつ差+10 人以上	上位 10%かつ自殺者数 20 人以上
★★★	上位 10~20%	☆	上位 10~20% かつ差+5 人以上	上位 10~20% かつ自殺者数 20 人以上
★★	上位 20~40%			
★	その他	—	その他	その他
—	評価せず ^ア	**	評価せず ^ア	評価せず ^ア

参考表3 指標の各ランクの下限と中央値（2020~2024 年）

指標	★★★★	★★★	★★	★	中央値
総数：自殺死亡率（人口 10 万対）	26.3	22.0	18.2	17.0	17.0
男性：自殺死亡率（人口 10 万対）	40.0	32.6	26.0	23.6	23.6
女性：自殺死亡率（人口 10 万対）	17.4	13.8	11.0	10.1	10.1
20 歳未満：自殺死亡率（人口 10 万対）	8.3	5.5	3.0	1.6	1.6
20 歳代：自殺死亡率（人口 10 万対）	36.5	27.5	19.0	16.2	16.2
30 歳代：自殺死亡率（人口 10 万対）	40.4	27.3	18.7	16.3	16.3
40 歳代：自殺死亡率（人口 10 万対）	39.1	29.1	20.9	18.4	18.4
50 歳代：自殺死亡率（人口 10 万対）	44.0	32.2	23.4	20.8	20.8
60 歳代：自殺死亡率（人口 10 万対）	33.8	25.6	18.9	16.7	16.7
70 歳代：自殺死亡率（人口 10 万対）	36.9	26.7	19.1	17.2	17.2
80 歳以上：自殺死亡率（人口 10 万対）	42.5	31.6	21.9	18.8	18.8
若年者：20~39 歳の自殺死亡率（人口 10 万対）	33.8	25.6	19.6	17.5	17.5
高齢者：70 歳以上の自殺死亡率（人口 10 万対）	35.6	27.1	20.5	18.6	18.6
勤務・経営：					
20~59 歳有職者の自殺死亡率（人口 10 万対）	28.9	21.8	16.8	15.2	15.2
無職者・失業者：					
20~59 歳無職者の自殺死亡率（人口 10 万対）	70.8	53.6	37.9	33.4	33.4

指標	☆☆	☆	中央値
ハイリスク地： 発見地と住居地での自殺者数の比と差	~150%かつ 差+10 人以上	~121%かつ 差+5 人以上	100%
自殺手段：首つり以外の手段による自殺者の割合 (自殺者が 0 人の場合は 0%とした。)	~46%かつ 自殺者 20 人以上	~40%かつ 自殺者 20 人以上	30%

・例えば、総数（自殺死亡率）が 24.2 であれば、22.0 以上 26.3 未満であり、★★に該当する。

Ⅲ.【参考】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(令和6年)(船橋市集計)

○ %表示の小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%になりません。

【図表Ⅲ-1】自殺者数(自殺日・住居地・確定値データ)

(上段:人数、下段:構成比%)

総数	男性	女性
88 (100.0%)	60 (68.2%)	28 (31.8%)

(出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

【図表Ⅲ-2】男女別年代別自殺者数(自殺日・住居地・確定値データ)

(上段:人数、下段:構成比%)

性別	総数	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上
男性	60 (100.0%)	0 (0.0%)	14 (23.3%)	6 (10.0%)	11 (18.3%)	11 (18.3%)	7 (11.7%)	6 (10.0%)	5 (8.3%)
女性	28 (100.0%)	1 (3.6%)	5 (17.9%)	5 (17.9%)	2 (7.1%)	7 (25.0%)	3 (10.7%)	2 (7.1%)	3 (10.7%)
総数	88 (100.0%)	1 (1.1%)	19 (21.6%)	11 (12.5%)	13 (14.8%)	18 (20.5%)	10 (11.4%)	8 (9.1%)	8 (9.1%)

(出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

【図表Ⅲ-3】職業別男女別自殺者数(自殺日・住居地・確定値データ)

(上段:人数、下段:構成比%)

性別	総数	有職	無職					不詳
			学生・生徒等	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	
男性	60 (100.0%)	30 (50.0%)	3 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (30.0%)	9 (15.0%)	0 (0.0%)
女性	28 (100.0%)	7 (25.0%)	0 (0.0%)	9 (32.1%)	0 (0.0%)	9 (32.1%)	3 (10.7%)	0 (0.0%)
総数	88 (100.0%)	37 (42.0%)	3 (3.4%)	9 (10.2%)	0 (0.0%)	27 (30.7%)	12 (13.6%)	0 (0.0%)

(出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

*職業について

職業は大分類で「有職」、「無職」に区分される。「無職」は「学生・生徒等」(未就学児、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等を含む)と、「主婦・主夫」、「失業者」、「年金・雇用保険等生活者」、それ以外の無職者(利子・配当・家賃等生活者、ホームレス、その他の無職者)を「その他の無職者」に区分される。令和4年から、「有職者」の「自営業・家族従業者」と「被雇用・勤め人」の区分の公表がなくなり、令和5年から、「主婦」に主夫を追加し「主婦・主夫」となった。

【図表Ⅲ-4】原因・動機特定者の原因・動機別男女別自殺者数(自殺日・住居地・確定値データ)

(上段:人数、下段:自殺者数に占める割合%)

	原因・動機別自殺者数							
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
男性 n=60人 (100.0%)	8 (13.3%)	38 (63.3%)	18 (30.0%)	19 (31.7%)	3 (5.0%)	1 (1.7%)	5 (8.3%)	1 (1.7%)
女性 n=28人 (100.0%)	4 (14.3%)	26 (92.9%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	4 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
総数 n=88人 (100.0%)	12 (13.6%)	64 (72.7%)	18 (20.5%)	21 (23.9%)	7 (8.0%)	1 (1.1%)	5 (5.7%)	1 (1.1%)

(出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

注)自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である。

注)自殺の原因・動機は、遺言等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機別の和は一致するとは限らない。

*原因・動機の分類について

①家庭問題

夫婦関係の不和(DV)、夫婦関係の不和(不倫・浮気)、夫婦関係の不和(その他の原因)、親子関係の不和、その他の家族関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観、介護・看病疲れ、子育ての悩み、家族からのしつけ・叱責、家族・同居人からの身体的虐待、家族・同居人からの心理的虐待、家族・同居人からの性的虐待、家族・同居人からのネグレクト、その他

②健康課題

病気の悩み(悪性新生物)、病気の悩み(てんかん)、病気の悩み(その他の身体疾患)、病気の悩み・影響(うつ病)、病気の悩み・影響(統合失調症)、病気の悩み・影響(アルコール依存症)、病気の悩み・影響(薬物乱用)、病気の悩み・影響(摂食障害)、病気の悩み・影響(その他の精神疾患)、身体障害の悩み、認知機能低下の悩み、その他

③経済・生活問題

事業不振、失業、倒産、就職失敗、生活苦、負債(多重債務)、負債(連帯保証債務)、負債(ギャンブル等)、負債(その他)、借金の取立て苦、奨学金の返済苦、自殺による保険金支給、その他

④勤務問題

職場の人間関係(上司とのトラブル)、職場の人間関係(その他)、職場環境の変化(役割・地位の変化等)、職場環境の変化(その他)、仕事疲れ(長時間労働)、仕事疲れ(その他)、解雇・雇い止め、取引先等とのトラブル、仕事の失敗、過重なノルマ・ノルマの不達成、性別による差別、その他

⑤交際問題

失恋、不倫・浮気、結婚に関する悩み、交際相手からの暴力(DV)、ストーカー行為等、その他

⑥学校問題

学業不振、入試に関する悩み、進路に関する悩み(入試以外)、いじめ、学友との不和(いじめ以外)、教師との人間関係、性別による差別、その他

⑦その他

犯罪被害、犯罪発覚等、SNS・インターネット上のトラブル、性的少数者であることの悩み・被差別、孤独感、近隣との関係、後追い自殺、その他の者(家族、同居人、交際相手以外)からの虐待・暴力被害、その他

⑧不詳

【図表Ⅲ-5】自殺未遂歴の有無(男女別)(自殺日・住居地・確定値データ)

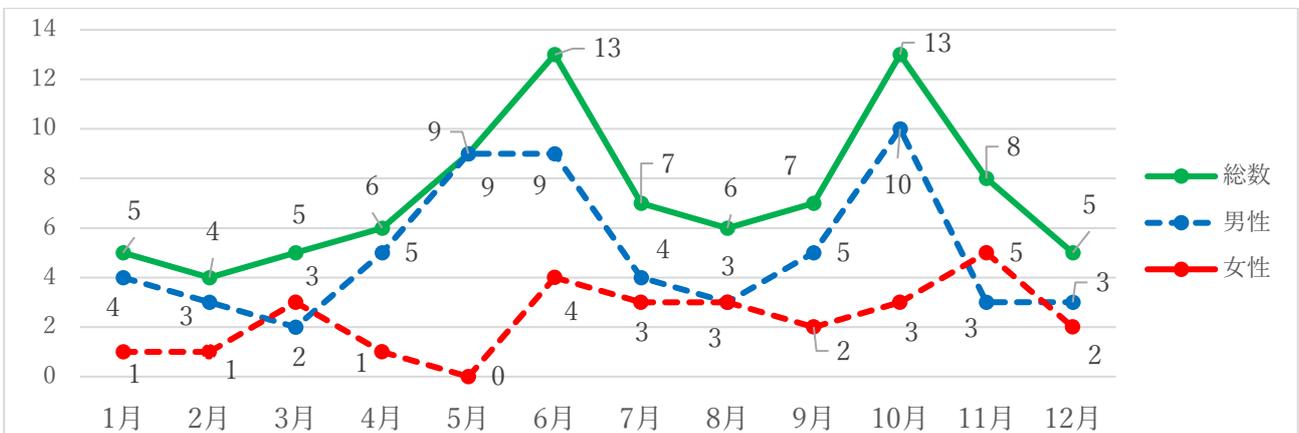
(上段:人数、下段:構成比%)

	自殺未遂歴の有無			
	総数	あり	なし	不詳
男性	60 (100.0%)	7 (11.7%)	49 (81.7%)	4 (6.7%)
女性	28 (100.0%)	12 (42.9%)	15 (53.6%)	1 (3.6%)
総数	88 (100.0%)	19 (21.6%)	64 (72.7%)	5 (5.7%)

(出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

【図表Ⅲ-6】月別自殺者数(自殺日・住居地・確定値データ)

(単位:人)



(出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

【図表Ⅲ-7】月別自殺者数前年比較 (全国・千葉県・船橋市)

※(警察庁発表 令和7年1月15日集計 12月末の暫定値)(遺体の発見日及び発見地による)

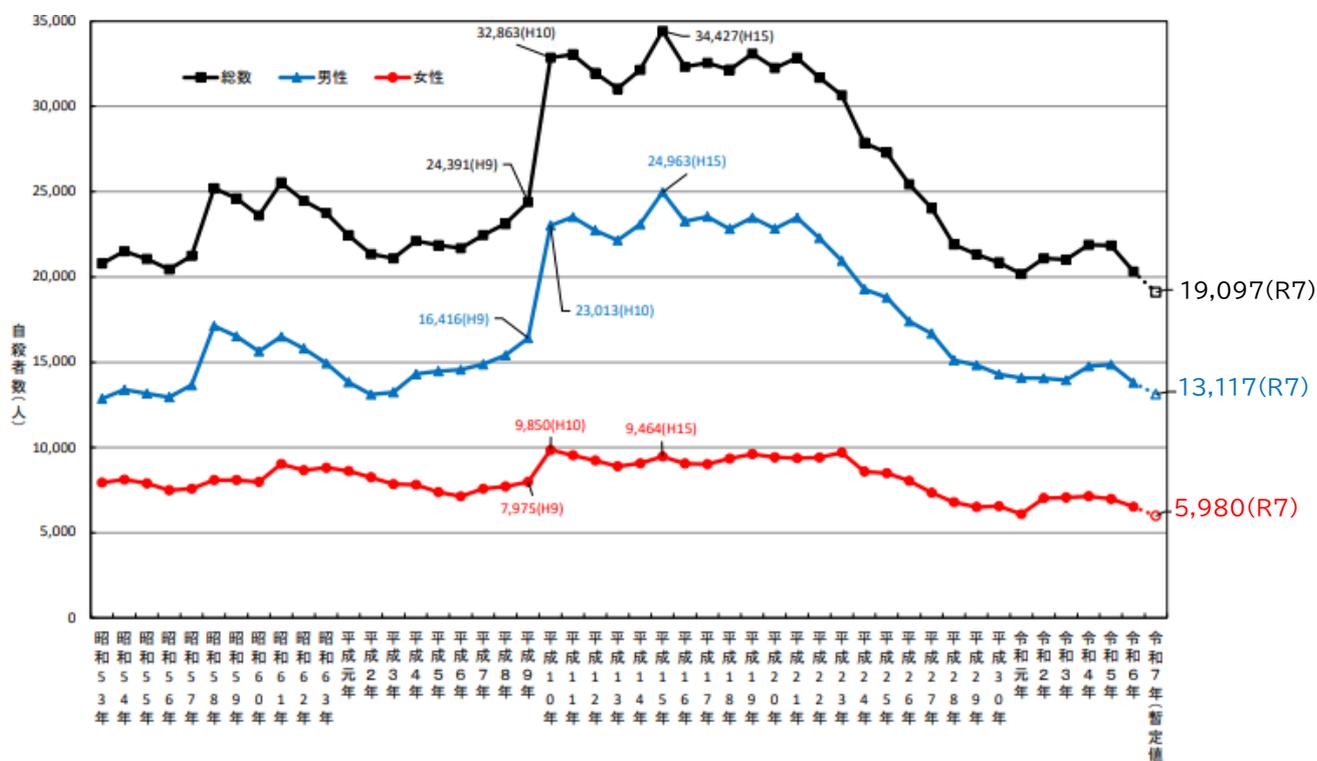
区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
全 国	R5	1,871	1,685	2,031	1,964	1,902	1,787	1,857	1,822	1,879	1,867	1,605	1,548	21,818
	R6	1,687	1,557	1,891	1,903	1,853	1,716	1,771	1,620	1,694	1,640	1,577	1,359	20,268
	増減	▲184	▲128	▲140	▲61	▲49	▲71	▲86	▲202	▲185	▲227	▲28	▲189	▲1,550
		-9.8%	-7.6%	-6.9%	-3.1%	-2.6%	-4.0%	-4.6%	-11.1%	-9.8%	-12.2%	-1.7%	-12.2%	-7.1%
千 葉 県	R5	73	78	84	106	87	68	73	91	87	78	72	78	975
	R6	80	74	86	83	83	85	78	75	76	89	56	58	923
	増減	7	▲4	2	▲23	▲4	17	5	▲16	▲11	11	▲16	▲20	▲52
		9.6%	-5.1%	2.4%	-21.7%	-4.6%	25.0%	6.8%	-17.6%	-12.6%	14.1%	-22.2%	-25.6%	-5.3%
船 橋 市	R5	6	9	9	9	8	11	5	9	3	9	3	7	88
	R6	6	3	6	6	8	12	12	5	7	13	7	5	90
	増減	0	▲6	▲3	▲3	0	1	7	▲4	4	4	4	▲2	2
		0.0%	-66.7%	-33.3%	-33.3%	0.0%	9.1%	140.0%	-44.4%	133.3%	44.4%	133.3%	-28.6%	2.8%

(出典:千葉県健康づくり課自殺対策班作成資料)

IV. 全国の自殺者数の推移(令和7年の年間暫定値)

- 令和7年の全国の自殺者数は、19,097人(暫定値)で、統計のある昭和53年以降、過去最少となっている。(【図表IV-1】)
- 全国の小中高生の自殺者は532人(暫定値)となり、統計のある昭和55年以降、過去最多となっている。内訳は、高校生が352人、中学生が170人、小学生が10人となっている。(【図表IV-2】) 性別では、男性255人、女性277人となっている。(【図表IV-3】)
- 令和7年6月に、こどもの自殺者数の増加に鑑み、こどもの自殺対策に主眼を置き、議員立法による自殺対策基本法の一部を改正する法律が成立した。(【図表IV-4】)
- 令和7年9月11日に、こども家庭庁及び関係省庁において「第9回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、関係機関や団体が連動性をもって取り組むべき施策を集約した「こどもの自殺対策推進パッケージ」が取りまとめられた。(【図表IV-5】)

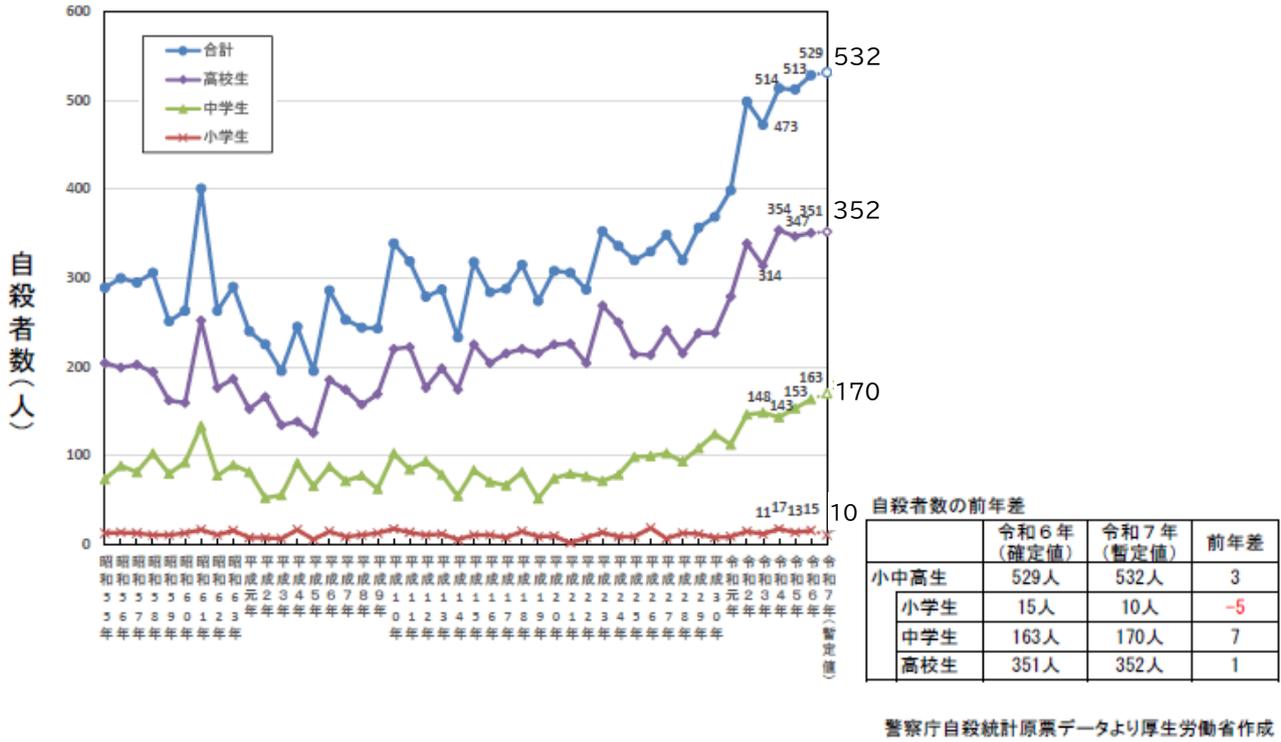
【図表IV-1】自殺者数の年次推移



警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

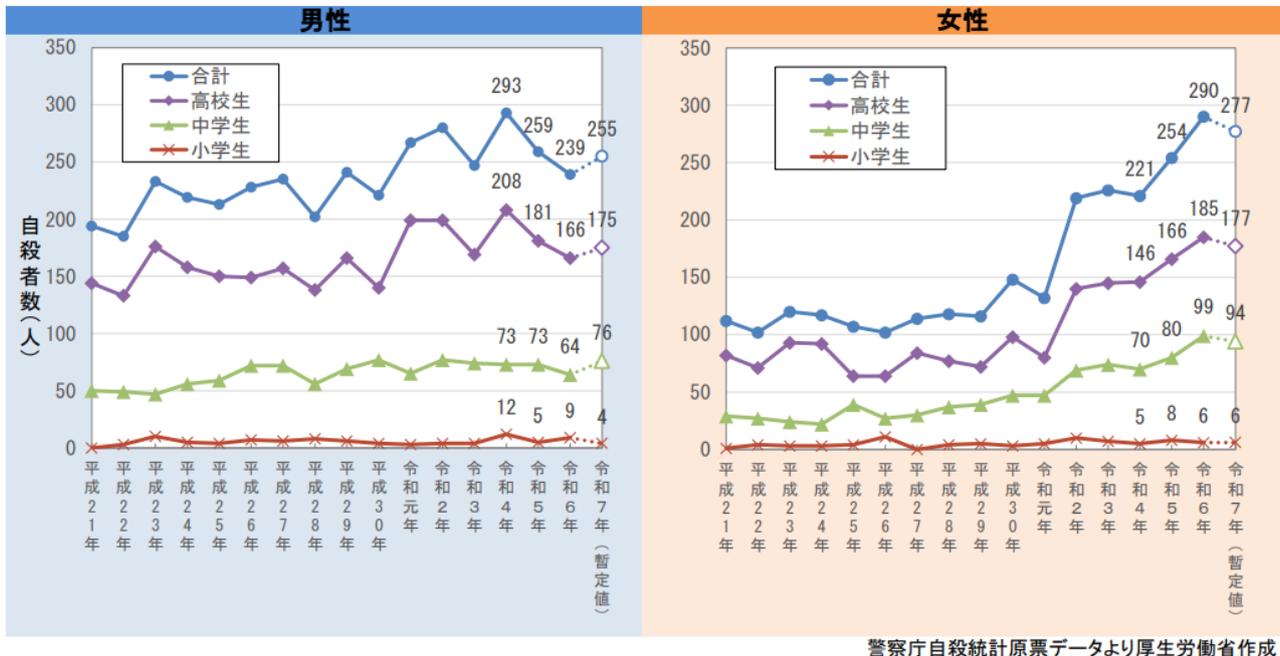
(出典:厚生労働省自殺対策推進室「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等(令和8年1月29日)」)

【図表IV-2】小中高生の自殺者数の年次推移



(出典:厚生労働省自殺対策推進室「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等(令和8年1月29日)」)

【図表IV-3】小中高生の自殺者数の年次推移(性別)



(出典:厚生労働省自殺対策推進室「警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等(令和8年1月29日)」)

【図表IV-4】自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要	
改正の趣旨	<p>○自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約4.3%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。</p> <p>○こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。</p>
改正の概要	<p>1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)</p> <p>○自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記</p> <p>○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記</p> <p>2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加</p> <p>○こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)</p> <p>○学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)</p> <p>3. 基本的施策の拡充</p> <p>○自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)</p> <p>○精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)</p> <p>○自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)</p> <p>○自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)</p> <p>○自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)</p> <p>4. 協議会(第4章)</p> <p>○地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定</p> <p>5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)</p> <p>○自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定</p> <p>6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)</p> <p>○こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定</p>
施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)	

(出典：こども家庭庁ホームページ)

※「協議会」について

改正法の第4章において、こどもの自殺対策を地域で総合的・効果的に進めるため、こどもの自殺対策に係る協議会に係る規定が設けられた。地方公共団体は、こどもの自殺対策の実施に当たり、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、民間団体等により構成される協議会を設置することができることとされた。

協議会とは、自殺をする危険性が高いこどもを早期に発見し、相談など自殺の発生を回避するための対処を行う体制の整備や、自殺未遂をしたこどもを継続的に支援していくための仕組みで、こどもの自殺の防止等のための情報交換や、必要な対処・支援等の措置について協議を行うこととされている。市町村会議では、「個別ケース検討会議」と「全体会議」が想定されており、「個別ケース検討会議」では、こどもの状況の把握、自殺リスクの評価、支援方針の検討、関係機関の役割分担の決定を協議する。こども家庭庁では、令和7年度内に協議会の運営に係るガイドラインを作成し、地方公共団体による協議会の円滑な立ち上げ・運営を支援していくとのこと。

【図表IV-5】こどもの自殺対策推進パッケージ

こどもの自殺対策推進パッケージ			
			令和7年9月11日 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議
<p>✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、関連事業・支援策を総合的に推進していく必要</p> <p>✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体が関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ</p> <p>➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る</p>			
① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
<ul style="list-style-type: none"> • SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進【文部科学省】 • 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】【厚生労働省】 • 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知【文部科学省】 ※ 学校における精神保健に関する知識の向上【文部科学省】 • 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】【こども家庭庁】 	<ul style="list-style-type: none"> • 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進【文部科学省】 • スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】【文部科学省】 ※ 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置【文部科学省】 ※ 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】【文部科学省】 • こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】【こども家庭庁】 	<ul style="list-style-type: none"> • こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】【厚生労働省】 • 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】【こども家庭庁】 ※ 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成【こども家庭庁】 <p>（※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】（再掲）【こども家庭庁】 • 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】【厚生労働省】 • 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】【内閣府】 • 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】【文部科学省】
<p>※ ※ は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項</p> <p>※ 【 】は令和8年度概算要求額</p>			
⑤ 要因分析・関係省庁の連携等			
<ul style="list-style-type: none"> • こどもの自殺の実態解明及び分析に当たった課題把握【0.2億円】【こども家庭庁】 • 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】【厚生労働省】 		<ul style="list-style-type: none"> • 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂【文部科学省】 • 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】【厚生労働省】 	

（出典：子ども家庭庁「第9回こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議 資料8」）